様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　6月　18日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃたのいせいさくしょ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社田野井製作所  （ふりがな） たのい　ゆみ  （法人の場合）代表者の氏名 田野井　優美  住所　〒140-0014  東京都品川区大井5丁目21番18号  法人番号　3010701005913  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ推進メッセージ | | 公表日 | 2025年　3月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表場所：当社ホームページの「DX推進メッセージ」  URL: https://www.tanoi-mfg.co.jp/company/  記載箇所：ホームページ「DX推進メッセージ」 | | 記載内容抜粋 | 現在、急激に変化する社会情勢と情報処理技術の発展など、近年のデジタル技術の急速な進化は、私たちのビジネスに大きな変革をもたらしており、変化に対応できない企業は取り残される社会になっています。  そのような環境の中で、社会課題やお客様の課題を解決するパートナーとしてご期待に応える為に、DX 推進として「経営ビジョン：一、我が社は新技術を開発し、技術サービスとより良い製品をお客様へ提供することによって、社会に貢献する　二、我が社は創意工夫とバイタリティとチームワークで、目標達成に向かって挑戦する　三、我が社は社業の発展によって、社員の生活を豊かにする」を経営課題とし、お客様にとっても自社にとっても 業務最適化を図るDXが必要であると考えております。  経営理念「情熱・真心・執念」のもと、精密加工工具の製造、自社製品の開発、販売等を通じてお客様や地域の発展をサポートして参りました。  まず自社のデータと情報処理の環境を整え、不要な情報を整理することで業務の効率化を図ります。そして、情報を分かりやすくすることで、社内での情報共有を迅速にし、経営判断のスピードを上げることを目指します。これらの取り組みを通じて、社員一人ひとりの生産性を高め、粗利益額を増加させる活動を進めます。その過程で、最新のデジタル技術を積極的に取り入れ、成功するためのモデルを作り上げます。  そして作り上げた成功モデルを通じて日本のDX推進に貢献します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | DX推進メッセージは、取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である株主総会において承認。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進ビジョン | | 公表日 | 2025年　3月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表場所：当社ホームページの「DX推進ビジョン」  URL: https://www.tanoi-mfg.co.jp/company/pdf/dx\_vision.pdf  記載箇所：「DX推進ビジョン」P6 | | 記載内容抜粋 | DX戦略  【DX戦略】  ・社内業務全てDXを推進させ、効率化・省力化を図ることで時間を捻出し、新たな取り組みを行うサイクルを回す。  【ものづくり革新】  ・工程管理の効率化：各工程の進捗状況をリアルタイムで把握し、ボトルネックの解消や手配の遅延を防ぐ。  ・生産計画の精度向上：過去のデータや需要予測に基づいて、より正確な生産計画を立てる  【販売管理革新】  ・営業効率の向上：顧客情報を一元管理することで、顧客の属性や興味関心などを把握し、より効果的な営業戦略を立案し、成約率向上につなげる  【バックオフィス】  ・経営判断の迅速化：手作業による入力ミスを減らし、常に最新で正確な帳票を作成する。帳票作成に掛かる時間や手間を削減し、デジタル技術を使って人件費を抑制する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | DX推進ビジョンは、取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である株主総会において承認。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表場所：当社ホームページの「DX推進ビジョン」  URL: https://www.tanoi-mfg.co.jp/company/pdf/dx\_vision.pdf  記載箇所：「DX推進ビジョン」P3、P8 | | 記載内容抜粋 | DX推進における組織図  2024年10⽉にDX推進体制を構築し、デジタルをベースとする働き抜本的な業務改⾰を、各事業チームと連携して進めています。  DXシナリオ②  ２．人財育成  （１）DXテクノロジー活用のための人財育成外部講習などで学んだ内容は、月１回のDX発表会でアウトプットを行い、社内共有と人財育成の場とする。  （２）DX推進リーダーの育成新しいDX技術情報を展示会などで収集し、他社で上手くいっていることや成功事例は迅速に取り入れ、自社に合わせて進化させていく、そして変革を楽しみながら続ける。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表場所：当社ホームページの「DX推進ビジョン」  URL: https://www.tanoi-mfg.co.jp/company/pdf/dx\_vision.pdf  記載箇所：「DX推進ビジョン」P9 | | 記載内容抜粋 | 具体的な方策  当社ではＤＸの推進のために下記のような環境整備に取り組んでいます。  １．DX化による効率化、省力化、情報の整理整頓の推進  ２．生産管理システムによる、生産管理情報の一元管理  ３．BIツールの導入による成果の見える化  ４．バックオフィスのDX視点による業務改革  ５．DX活用推進の人財育成  ６．技術情報の収集と共有化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進ビジョン | | 公表日 | 2025年　3月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表場所：当社ホームページの「DX推進ビジョン」  URL: https://www.tanoi-mfg.co.jp/company/pdf/dx\_vision.pdf  記載箇所：「DX推進ビジョン」P5 | | 記載内容抜粋 | DXの実現によって、下記を実現します。  １．製造生産性向上 粗利益額アップ 年１０％アップ  ２．営業生産性向上 売上額アップ 年１０％アップ  ３．バックオフィス業務改善 業務削減時間 １０００時間/年 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　3月　1日 | | 発信方法 | 公表場所：当社ホームページの「DX推進ビジョン」  URL: https://www.tanoi-mfg.co.jp/company/pdf/dx\_vision.pdf  記載箇所：「DX推進ビジョン」P10 | | 発信内容 | 当社は、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進を経営における重要な戦略と位置づけ、さらなる成長と発展を目指してまいります。DXビジョンに掲げる、それぞれの領域において革新的な取り組みを行い、効率的な業務遂行や顧客満足度の向上、競争力の強化を行います。  また、これらの取り組みを支えるため、DX人財の育成に重点的に取り組んでまいります。社員一人ひとりが最新技術や知識を習得し、変化の激しいビジネス環境に迅速かつ柔軟に対応できる企業体制を構築してまいります。  当社のDX推進による成果が、お客様のビジネスにも良い影響を与えられるよう努めてまいります。  今後のDX推進の状況につきましては、当社ホームページの「新着情報」にて随時公開してまいりますので、ご期待ください。  代表取締役社長 田野井優美 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　1月頃　より継続実施中 | | 実施内容 | 代表取締役社長および、その他役員と確認の上、経済産業省が公開している「ＤＸ推進指標」を用いた自己診断を実施しました。  「DX推進指標自己診断フォーマット」にて提出いたしました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　2月頃　より継続実施中 | | 実施内容 | 2025年2月25日にSecurity Action自己宣言（2つ星）を宣言しました。  自己宣言ID ：40056640173 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。